

『生活保護に関連して②』

さて、今日は前回の続きです。介護保険負担限度額決定は、その人の所得に応じて、施設の居住費や滞在費の1日当たりの負担限度額(上限額)が決定される制度である旨ご説明致しました。例えば、ある人が生活保護を申請し「境界層措置に該当する」として保護申請が却下されたけれども、この生活保護の申請者が、特別養護老人ホームなどの施設へ入所する必要がある場合、一般の最低負担限度額よりも減額された、所謂、「特別の負担限度額決定」を受けることができます。



司法書士
岡田 茂

つまり、一般の最低負担限度額を負担した場合、生活保護を受ける所得水準に該当するが、この境界層措置として、「特別の負担限度額決定」を受けることにより、生活保護を受ける所得水準を上回る場合について、そのような措置が取られます。ただ、この措置を受けるためには、市区町村に対して生活保護申請を行い、その保護申請が、「境界層措置による」として却下決定を受けなければなりません。

以上のように、公的年金の支給を受ける高齢者の方が、その支給額が生活保護の所得水準にあり、経済的な生活苦が生じているにもかかわらず、生活保護の申請を行うことなく、信販会社などのカード会社とカード契約を締結して、ショッピングやキャッシング利用を行ううちに、月々の返済額が多くなり、やむを得ず消費者金融などから借入を行うケースが見られます。(つづき)